



2024年度奨学生募集要項等の送付について（お願い）

謹啓 陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

公益財団法人鶴友奨学会は、1974年に設立し、2024年に50周年を迎えました。これも皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

早速ですが、「2024年度奨学生募集のしおり」等を下記のとおり送付申し上げます。奨学生を希望される、貴校の学生・生徒さんへお渡し頂き、当財団の主旨ご理解の上、ご推薦いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

尚、推薦書には、貴校の推薦順位の記載をお願いしておりますので、複数の方をご推薦の場合は、当財団設立の趣旨をご理解いただき、適切な順位の記入をお願い申し上げます。また当財団の場合奨学生採用には限りがございますので、ご希望に沿えない場合が多くございますので、3名以内でご推薦いただければと存じます。

末筆ながら、貴校の益々のご発展をご祈念申し上げます。

謹白

記

1. 送付資料

鶴友奨学会 奨学生募集要項	(募集のしおり)
鶴友奨学生 申請書	(第1号様式)
鶴友奨学生 推薦調書	(第2号様式)
保証書	(第3号様式)
その他の奨学生状況書	(第4号様式)

※様式が不足する場合は、適宜コピーいただいて差し支えありません

※上記の書類は、ホームページよりダウンロードができます

※第1号様式のみ裏面がありますので、ご注意ください

※誠に恐れ入りますが、本書類の提出は5月15日（水）迄にお願い申し上げます

2024年度

公益財団法人 鶴友奨学会 奨学生募集要項 (募集のしおり)

公益財団法人鶴友奨学会は、向学心に富み有能な素質を有する学生または生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を給付して教育の機会均等をはかり、将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、公益財団法人鶴友奨学会定款および、鶴友奨学会奨学資金給付規程を制定しております。

鶴友奨学会から学資の給付を受ける学生・生徒を「鶴友奨学会奨学生」といい、給付される学資を「鶴友奨学会奨学資金」といいます。

鶴友奨学会奨学生は、奨学資金の給付を志望する者の中から、「鶴友奨学会奨学生選考基準」により奨学生選考委員会で選考のうえ、理事会にて鶴友奨学会奨学生に採用されます。

1 申請の資格

申請の資格は、熊本県内の高等学校・高等専門学校、大学及び、短大に在学し、次の各項に該当するものとします。

- (1) 申請者ならびに、生計を維持し共にしている家族が熊本県内に居住していること。
- (2) 学校教育法による、大学、高等専門学校、高等学校に在学していて、人物、学業ともに優れかつ、健康であって、奨学資金の給付が必要であると認められること。

2 鶴友奨学会奨学生の心得

- (1) 鶴友奨学会奨学生は、当財団の定める鶴友奨学会定款、および鶴友奨学会奨学資金給付規程の定める規則を守り、当財団の指示にしたがうとともに、鶴友奨学会奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。
- (2) したがって、学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱したり、その他性行状況が鶴友奨学生として適当でないと認められたときは、奨学資金の交付を停止いたします。また、家計が好転したときは、奨学資金を辞退してもらうことがあります。

3 給付月額、給付期間

(1) 大学生 月額 30,000円 [国・公・私立同額]

(2) 高等学校の生徒 月額 20,000円 [公・私立同額]

(高等専門学校に在学する学生を含む)

(注) 給付期間は、2024年4月から翌年3月までとする。※4月まで遡って給付、翌年4月以降も在学し、奨学金の交付を希望する者は、翌年度の奨学生選考手続きを簡素化できる場合があります。(詳細は、該当となった年度の募集期間にお問い合わせください)

